

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、紙加工の作業員として就労していた。
- 2 請求人によると、就労当初から平成〇年〇月までの間、1日も有給休暇を与えられず、連日午後〇時まで残業があり、平成〇年〇月に小指を骨折し、同年〇月に業務に復帰したものの陰湿な部署異動がなされ、精神的にまいってしまったという。請求人は、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病エピソード」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の平成〇年〇月〇日付け意見書及び請求人の申述等を踏まえ、請求人は平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断している。当審査会も、請求人の症状とその経過等に照らし、請求人は同日頃、本件疾病を発病したと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人が、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）に、業務による心理的負荷があったと主張している出来事についてみると、次のとおりである。

ア 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」は認められない。特別な出来事以外の業務による心理的負荷となる出来事について、請求人は、①陰湿な部署異動があったこと、②上司からのパワーハラスメントを受けたこと、③長時間労働をさせられたこと、④有給休暇を与えられなかったこと等を挙げている。

(ア) ①について、請求人は、平成〇年〇月〇日、通勤災害により右小指基節骨骨折をし、療養の後、同年〇月〇日に職場復帰したものの、同月〇日より、従前の製品の箱詰め及びパレット積み作業から、裁断した不要部分の切取作業へと業務内容が変更となっている事実が認められる。請求人は、同措置について、会社が請求人を辞めさせるために行ったものであり、精

神的にまいってしまったと主張するが、会社が請求人を辞めさせるために同措置を行ったことを認め得る証拠はない。この点、会社関係者の申述及び業務内容を勘案すると、請求人の負傷の回復状況に合わせた措置であるとみるのが相当であり、同措置を認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当たるとみても、請求人自身、措置後の業務は簡易な作業であったと述べており、また、上記のとおり、同措置が請求人に対する嫌がらせであると認め得る証拠もないことから、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

(イ) ②について、請求人は、上記受傷日以前にFから「勤務態度を改めない」と辞めさせるよ。」と言われたとし、また、月に〇～〇度はGから勤務時間中に事務所に呼び出され、〇分程度、「仕事をもっとスピーディーにやるように。」と嫌味を言われていたと主張する。この点、Hは、請求人がFやGに大きな声で何か言われているのを何度か見たことがあると述べており、また、F及びGも勤務態度等について請求人を指導したことがあることは認めていることから、請求人が上司から叱責を受けていたことは事実であると判断し得る。そこで、同出来事を、仮に評価期間に発生した出来事であるとして、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて検討するも、上記のとおり、上司から業務指導の範囲内において指導を受けたとみるのが相当であり、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

(ウ) ③について、労働時間数については、一件記録を精査するも、恒常的な長時間労働があったとは認められない。さらに、④の有給休暇が与えられなかったとの主張については、これを業務による心理的負荷として評価する認定基準上の項目は存在しないが、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」を仮に類推して評価するとしても、当該連続勤務の事実は認められず、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。

イ 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は「弱」の出来事が3つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。